



平成 30 年 6 月号

## 不法就労とならないために

入国管理局は、6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」としています。企業が外国人従業員を不法就労させないための留意点は、雇用時に原則として、在留カードを確認することです。雇用時に、雇用しても良いものか、よく頂くと質問を 「不法就労とならない為に Q&A」としてまとめました。

Q 在留カードを見せてほしい、と言ったところ、持っていないが働ける、と言われたのですが、大丈夫でしょうか？

A 特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。所持してなくても就労できる場合が考えられるのは、以下のようなケースです。

- 旅券に、後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

→これらのケースは旅券にて確認してください。

Q 裏面の「資格外活動許可欄」に「許可（原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く）」と記載がありました。他にもアルバイトしているらしいのですが、当社で 28 時間以内なら大丈夫ですか？

A 複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週 28 時間以内でなければなりませんので、注意してください。

Q 就労制限の有無の欄に「指定書により指定された就労活動のみ可」（在留資格「特定活動」）と記載がされています。指定書を今日は持っていないということですが大丈夫でしょうか？

A 法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書に詳細の記載があります。指定書を必ず確認してから雇用するようにしてください。

Q 在留カードの番号が失効していないか確認することはできますか？

A 入国管理局ホームページ上では、在留カード及び特別永住者証明書の番号の失効情報を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力していただくと、当該番号が失効していないか又は有効でないかについて確認することができます。

<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/app/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>

## 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内)  
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>